ウ 大括り表示等 を導入した場合 の運用に関する 要望	できるのでしょうか? (4) 「ドイツはりんごの産地ではなく、果汁の加工地であることがわかる工夫が必要。」の工夫された表示とは具体的にはどのようなものでしょうか? (5) 「輸入中間加工品の原産国」とは、加工食品に関する共通Q&A(第1集)(問2)の答えに示されている考え方に基づき記載すればよろしいでしょうか?(製造業) 今後、加工食品の原料原産地表示が拡大された場合、メーカー等が新たな表示を行うための新たなコスト負担が発生することから、商品の価格に転嫁される可能性があります。したがって、加工食品の原料原産地表示が拡大された場合には、行政から生活者に対して新たな制度についてきちんと説明をしていただくとともに、メーカー、流通業者に新たなコスト負担増になるため、結果として、商品にそのコスト増を転嫁する必要から、価格引き上げの可能性もあることについてきちんと説明をしていただきたい。(卸売・小売業団体)	輸入中間加工品の原産国表示を導入する場合は、事業者・消費者双方に対して、具体的な表示方法など制度の周知を十分に図るとともに、事業者に制度対応の準備のために必要な移行期間を設けることが必要と考
	王冠部分にしか表示できない印刷リターナブル瓶については、もし原料原産地表示が義務化された場合にあっても、対象外とする特例措置を設けていただきたい。(製造業団体) 対象品目を拡大するために、大括り表示、可能性表示などを取り入れた場合、表示方法がいろいろあるために消費者にとって分かりにくくなる可能性があると思います。そのわかりにくさの隙間を一部の生産者が、都合よく利用しないよう、検討していだたけたらと思います。(個人)	えております。 リターナブル瓶を使用する加工食品について原料原産地表示が義務では、併せて具体的あると考えております。 大括り表示等が導入される場合には、事業者・消費者に具体的な説明は、 大理解を得ることが必要と考えて
維持に係る御意 見	加工食品の品質及び安全性は、メーカーのたゆまない向上・改善努力を踏まえた原材料管理を含む品質管理と技術によって維持されており、直接、原料の原産地によって維持されているものではないこと。(製造業団体) 示の義務対象品目を選定する際の基本的な考え方について	おります。 御指摘のとおり、原料原産地情報 は食品の安全性を示すものではあり ません。
1. 義務対象品目 2. 義務対象品目 ア 要件 I 及び要	選定の際の考え方に係るこれまでの検討の経緯 選定の際の基本的な考え方の検証	

要件Ⅰ. 要件Ⅱは平成15年から堅持してきた考えであり、今、特に外部要因等状況が変 化していないので、これを変える理由は見あたらないと考えます。(消費者団体)

原料原産地表示の義務対象品目を選定する際の基本的な考え方(要件Ⅰ、要件Ⅱ)は、こ れまで品目選定に当たって検討する際の指針であり、混乱を避けるため、今後も変更しない でいただきたい。(製造業団体)

原料原産地表示の義務対象品目を選定する際の基本的な考え方現時点で見直す必要はない と考えられるという考え方に賛成です。(製造業団体)

要件Ⅰの選定基準では、原料の品質の差異が加工食品としての品質に大きく反映されるも のとしており、原料原産地表示の拡大は、原料の品質が大きく影響する加工度の低い食品に 求められるものであると考えています。加工食品の原料原産地表示の義務付けを行うには、 引き続き加工度を考慮した十分な検討を要するものと考えております。

その上、加工食品は、天然物である農畜水産物を原料とするため、季節や旱魃などの気候 変動により作物の品質や収穫量が変化しますが、年間を通じて一定な品質のものを安定して 供給できることが必要です。そのため、産地切替えを減らすことや計画的に産地切替えを実 施できるものではないことをご理解いただき、慎重にご検討いただきますようお願いいたし ます。(製造業)

要件Ⅰ及び要件Ⅱが原料原産地の普遍的考え方であることに変わりはない。(製造業)

イ 要件 [及び要 件Ⅱを維持すべ| きではない

表示義務対象品目はすべての加工品を対象にすべきと考えます。

要件Ⅰ、要件Ⅱの考え方を基本的には踏襲するという提案に対しては、要件Ⅱに基づくと、 重量割合で50%未満の原材料の表示義務はなくなることから、このことが「消費者の商品選」ようにするものです。加工食品の原 |択に資する」とは言いがたい実態を生み出すものと考えます。この件についても、東京都が|料原産地表示は、この品質表示基準 調理冷凍食品の原料原産地表示の対象の範囲としている、

- 「原材料の重量に占める割合が上位3位までのもので、かつ重量に占める割合が5%以上 です。 のものし
- 「商品名にその名称が付されたもの」

を採用すべきと考えます。(生活協同組合、消費者団体)

要件Ⅰ・Ⅱを前提に議論されてはいるが、本報告書において「要件Ⅰ、要件Ⅱを基本的に┃の開示の仕組みの検討結果等に応じ |維持すべきもの」と結論づけることは、以下の点において議論が不足しており納得できない。| て、加工食品の主要な原材料のとら 今後も見直しに向けて検討を深めていく必要がある。

- ①要件 I については、品質に影響があるかどうかを問わず原料原産地を知りたいという消 | 考えられます。 費者の要望をくみ取るべきである。
- ②要件Ⅱについては、原料の50%という根拠は説得性に乏しく、「上位3品目」や「その 加工品になくてはならない原料」表示もあるのではないか。(農業団体)

要件Ⅰ・Ⅱを前提に議論されてはいるが、本報告書において「要件Ⅰ、要件Ⅱを基本的に |維持すべきもの」と結論づける必要はない。今後も見直しに向けて検討する必要がある。(農|

JAS法の品質表示基準は、消費 |者が品質の差を識別して選択できる の一項目として検討することが必要

なお、要件Ⅱについては、現時点 で直ちに見直すべきではないが、今 後、推奨通知の浸透状況・食品情報 え方に関して何らかの評価が必要と

業団体)

要件Ⅱの変更については、「無用な混乱を招く」とありますが、消費者への情報開示を進 めるために必要であるからこそ検討されてきたことと考えます。たとえ、制度を導入する時 期が20食品群への原料原産地表示の義務付けの移行完了時後になるとしても、現在の段階に おいて、今後さらに情報開示のレベルを高めるという方向性を明確に示すことが必要ではな いでしょうか。国として、事業者への自主的な情報開示の推進を通知するに止まらず、国民 |の安全のために可能性を検討する積極的な姿勢を示してください。(個人)

1. で対象品目の「選定要件は変更の必要はないと結論づけ」た。としながら2. の義務対 象品目選定の際の基本的考えの検証では「消費者の関心を踏まえて」とあり、さらに対象品 目の選定方法について「消費者の要望を第一に」考えるとある。

要件と基本的考え方、選定の方法は矛盾しているのではないかと思う。要件の変更無しに 基本的考え方を導入できるのか疑問に思う。

例えば遺伝子組換え食品を原料に使用した油や醤油、味噌は組換え原料の表示義務につい て「我が国でも添加物を含め原料を対象にすべきだが50.0%」という調査(内閣府平成20年 度国民モニター調査結果~食品表示に関する意識調査~)がある。これは遺伝子組換え食品 についての情報提供を望んでいる消費者が多いと考えられる。

本来なら遺伝子組換え食品の品質表示基準で実施すべきだと思うが。

原料の原産地によって組換え原料かどうか判別することもできるわけで、現行の要件でそ

のような消費者の要望に応えることができるか。(個人)

IV 具体的な義務対象品目の選定について

1. 義務対象品目の候補について

ア 現在原料原産 地表示が義務付 けられている20 食品群及び4品 目についても大 括り表示を認め るべき

11頁の

1. 義務対象品目の候補について

「新たに追加される品目においても・・・」

2. 義務対象品目の選定方法について

「直罰規定が設けられている表示を義務付ける以上、規模を問わず全ての事業者が 遵守可能なものでなければ精度の信頼性が確保できない・・・」 とある。

新たな加工食品の追加の検討だけに止まらず、制度の信頼性確保のため、先発の20食品 いては、原料の原産国を表示する現 群・4品目も同じ制度を適用すること。

(理由)

原料原産地表示を義務付ける加工食品の対象拡大のための方策として、①可能性表示、 ②大括り表示等の仕組みを検討されているが、既に原料原産地表示が義務付けられている 20食品群と個別の品質表示基準で表示が義務付けられている農産物漬物ほか3品目との を適用するに当たり、表示の意義、 「公平性」の観点から整合性を図る必要がある。

原料原産地表示は国名を表示する のが原則であり、大括り表示が適用 されるのは、原料原産地の頻繁な変 |更が一般的に行われている等、国名 |表示を行うのが困難な場合に限られ ると考えています。

従って、20食品群及び4品目につ |行制度を維持すべきと考えていま す。

なお、御指摘の事業者間の不公平 |感については、具体的に大括り表示 |必要性も含め十分な検討が必要であ|

本年4月、JAS法が改正(5月30日施行)され、原産地について虚偽の表示をした る旨を報告書(案)に追記しました。 者に罰則が設けられた。表示が義務付けられている食品では、使用原材料の重量順に原産 地名を記載する。従って、順番を間違えた場合は、罰則を受けることになる。 仮に、大括り表示が認められれば、罰則を受けることはなくなり、制度として、著しく 不公平である。 特に農産物漬物は、5%以上の原料に表示義務が課せられており、50%の20食品群 より更に不公平感が強くなる。同じ加工食品で扱いが異なるのは、制度の信頼性が確保で きなくなる。 なお、農林水産省の行ったアンケート調査で、 ① 加工食品のパッケージに原材料を生産した国名を記入することについて、「賛成」が 8割以上 ② 「国産」又は「外国産」かが分かれば国名まで表示しなくても良いとする考え方は、 「反対」が約5割 の結果からも、消費者は、原産国名まで知りたいと望んでいるのではないか。(製造業団 過去に義務表示品目を検討した イ 義務表示対象 今は具体的な義務対象品目の選定に着手する必要はないと考えます。 |際、消費者等からの義務化の要望が 品目の拡大を求 (理由) 今は、現状の方法での事業者の自主的取り組みの推進、パッケージ表示以外でのホーム | 強く、要件 Ⅰ 及び要件 Ⅱ を満たすと めない ページでの原料原産地情報提供の推進を計る時期であり、新規に義務対象品目の追加に着 | 認められたものの、実行可能性の観 点から表示義務を課せられなかった 手する必要はないと考えます。(消費者団体) 現在の品目以上に対象品目を広げるべきではない。対象品目以外の表示についてはあくまる品目のうち、消費者等からの要望が ある品目が考えられます。 で任意とすべきである。(卸売・小売業団体) JAS法の目的改正の趣旨は、そ 表示義務対象品目の選定方法については、JAS法の目的規定の改正を尊重し、「消費者の需し ウ 義務表示対象 品目の拡大を求│要に即した農業生産等の振興に寄与する」表示がなされるよう原料原産地表示を拡大してい│れまでの「公共の福祉の増進」を明 |確化したものと理解しています。J める くことを検討すべきである。(農業団体) AS法の品質表示基準は、消費者が 品質の差を識別して選択できるよう にするものです。加工食品の原料原 産地表示は、この品質表示基準の一 |項目として検討することが必要で 2. 義務対象品目の選定方法について ア 義務対象品目 選定にあたっては、その原則を守り、透明性の高い検討プロセスで行うことが報告書案に 報告書 (案) にも示したとおり、 の選定は慎重にし明言されています。基本的にはこの考え方に賛成しますが、直罰規定が設けられている表示し義務対象品目の選定に当たっては、

対応すべき

|を義務化することは、実行可能性を十分に勘案することが必要かと考えます。毎月、20カ│消費者からの要望を十分踏まえると┃

国以上の国より輸入される同一農産物を使用している食品業界もあり、こうした業界の商品 ともに、原料原産地の差が製品の品 は、ホームページ上での情報提供もきわめて困難な状況にあることを直視しながら慎重に対「質に影響するか、生産・加工の実態 応をお願いします。(製造業団体)

食品事業者は小規模事業者が圧倒的に多く、地域社会において相互に協力、理解しながらがあるか等を透明性のある検討プロ 小規模事業者の食品の流通が円滑に行われてきている。表示の新たな検討に当たっては実施 可能な方法に限定して慎重に行うようにしていただきたい。(製造業団体)

等を踏まえた上で表示の実行可能性 セスにおいてきちんと検証する必要 |があると考えております。

3. まとめ

ア 製造業者等に

表示ありきではなく、この機会に情報公開の一環として、加工食品業界個々に原料原産地 よる任意の情報 表示に関する情報提供のガイドライン等の作成について、取り組ませよう進めていただけれていく中で、実際に表示を行う上で 開示を推進すべしばと考えます。過剰的に進む表示は、零細企業が多い食品業界にとって、その多くの企業は、 現状の義務表示について真面目に法令遵守していることを考慮していただき、これ以上の義しものと考えております。 務表示を科せることは、表示で廃業に追い込まれることも憂慮されます。

どうぞ、義務表示ではなく、とりまとめ報告書を参考に各業界が任意に表示できるよう特 段のご配慮をお願いします。(製造業団体)

事業者の自主的な取組が推進され |の課題や問題点が更に明らかになる

V その他

ア 個別品目につ 求める

青森県では果実飲料の原料原産地表示について、果実飲料が表示義務化の検討品目に位置 いて原料原産地 | づけられた平成15年度以降、県、市町村、りんご生産者団体、りんご加工団体などが一貫し | 産地表示に係る基本的な考え方を取 表示の義務化を一て表示義務化を要望しており、本県りんご関係者の総意として原料原産地表示の拡大により、 果実飲料を義務化すべきと考える。(県)

国産農作物の消費拡大を推進するためにも、リンゴ果汁を含む加工食品の原料原産地、加 工国を包装容器に表示することを望むものである。(個人(農業))

国産原材料の利用を拡大し、国内農業を振興するため、ゆずのように特に海外から輸入さ れる原材料の増加により、取引価格などに影響を受けている品目については、加工食品の原 れまでの「公共の福祉の増進」を明 料原産地の適用範囲の拡大を図ること。

(具体的内容)

「原料原産地表示の義務対象品目を選定する際の基本的な考え方について」

・現在パブリックコメントを募集している「消費者と食品事業者との情報共有による信頼 | にするものです。加工食品の原料原 関係の構築を目指して一加工食品の原料原産地表示の拡大に向けた表示の方法と品目 | 産地表示は、この品質表示基準の一 の考え方について-報告書(案)」で示されている、義務対象品目の選定の要件Ⅱ(製 | 項目として検討することが必要で 品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品)につい す。 て、使用割合が必ずしも高くないが、

商品名にその名称が付されたもの

その加工食品を特徴づけるような原料、

についても、消費者の選択に資するため、容器包装への原料原産地表示(②大括り表 なければ制度の信頼性が確保できま 示、または③輸入中間加工品の原産国表示)を義務付けること。

報告書(案)は加工食品の原料原 りまとめたものです。個別の品目に 係る検討は、基本的な考え方を取り まとめた以降に検討するものと考え ております。

JAS法の目的改正の趣旨は、そ 確化したものと理解しています。よ AS法の品質表示基準は、消費者が 品質の差を識別して選択できるよう

また、直罰規定が設けられている 表示を義務づける以上、規模を問わ ず全ての事業者が遵守可能なもので ┃せん。このため、原料原産地表示の┃

- ・現在の原料原産地表示に追加する義務対象品目の選定時は、農業関係者等も含めた幅広 | 義務付けに当たっては、原料の使用 い意見を聴取すること。
- 義務対象品目の選定については、平成21年5月の農林物資の規格化及び品質表示の適│行可能性を十分勘案する必要があり 正化に関する法律(JAS法)一部改正時に、同法の目的規定に盛り込まれた「国内」ます。 の農業生産等」という方向性を報告書の中で全面に出すこと。
- ・ゆず果汁の原料原産地表示の義務化については、消費者の安全・安心志向への対応や、 加工食品の原料原産地表示の適用範囲の拡大を行うため、JAS法に基づく加工食品 品質表示基準の一部改正をおこなうこと。

(理由)

昨年発生した中国製加工食品の農薬混入事件など、加工食品に対する信頼を大きく損な う事態が相次いでいる。このような状況を受け、消費者の購買行動も国産を選択する傾向 にあるが、原料原産地表示が義務化されていない加工食品に大半については、原料の原産 地が表示されていないため、消費者が国産を選択することが困難な状況になっている。

また、輸入農産物の増加により、国内価格は低迷し、国内の農業生産が減少するという 状況に陥っている。

現在、国民の食に係る安全・安心をより確保していく観点から、加工食品の原料原産地 の表示方法の方向性について、「食品の表示に関する共同会議」でも議論されているが、 消費者の適正な商品選択に資するため、加工食品の原料原産地の拡大など一層の充実を図 り、わかりやすく信頼される表示制度とする必要がある。

これにより、国産を選択するという消費者の購買行動が、国内農業を守り、地域の活性 化につながっていくものと考える。

本県においては、今年2月に策定した「高知県産業振興計画」の中で、県内産ゆず果汁 の拡大利用を図ることを戦略の一つに挙げており、本県中山間地域農業の基幹品目である ゆずの生産振興のためにも、ゆず果汁の原料原産地表示の義務化を国に要望するものであ る。(県)

- ・大型店に行くと各種の加工食品が並んでいる。その中で気になるのは、何種類もの挽肉が 混ぜられているハンバーグステーキの類で、豚、鳥、牛肉の表示はあるが、原料原産地の 表示はない。それでも、買う人のいるのも事実である。日本の自給率を考えれば国産だけ の方が少ないでしょう。表示をすることによって国産品が少ないことも知らせる手段と思 っていただきたい。畜産品を使ったものには原料原産地の表示は必要と思います。
- 豆腐、納豆等単体の大豆製品、がんもどき、又魚肉練製品にも原料原産地名の表示を願い ます。どこの国からも知る必要有。(個人)
- ・輸入荒節の表示方法については、輸入原産国の表示が義務化となっている。しかし、輸入 された荒節が国内で加工を施されると、商品の性質に大きな変更があったとみなされ、国 内産としての表示が可能となる。このことについて、中間加工品である荒節に対し、輸入

実態、生産工程等に基づく表示の実

原産国の表示を義務化することが、消費者の商品選択に応えるものです。

- ・かつおふし製造工程では、それぞれの工程が実質的な変更をもたらす行為が多く、煮熟、 焙乾及び燻乾、カビ付け作業等に大別される。それぞれの加工段階での加工地表示が望ま しい。
- ・消費者は日本の伝統食品というイメージの下で、かつおふし・かつおかれふし等の商品情 報を収集していますが、昨今、かつおふしはグローバルな商品として流通に大きな変動が 見られます。

このような流通形態を考慮すると、消費者の選択に資する新たな表示方法の構築が必要 と考えます。

・かつおふし製造において、魚体サイズが小さいと、本来のかつおふし・かつおひれふしの 定義に逸脱した製法で加工される可能性があり、品質に大きな差異が発生することが予想 されることから、品質表示基準に適正な情報として反映させる必要があると考えます。(製 造業団体)

イ 個別品目につ めない

製粉業者についてはご承知のとおり、様々な銘柄の小麦を原料として小麦粉にしておりま いて原料原産地口す。製粉工場の構造上完全に単一銘柄の小麦粉を作るのは大変難しく、したがって原産地を 表示の義務を求|記載した時誤解される恐れがあります。製麺業者につきましても、原料小麦粉について上記| したようなことで誤解が生じますので、是非考慮していただくようよろしくお願いいたしま 係る検討は、基本的な考え方を取り す。(製造業団体)

小麦粉の製造は、粉砕、篩い分け、純化の工程を何度も何度も経る多段階製粉であり、こ の過程で精製され産出される数十種類の'上り粉'を組み合わせて小麦粉となります。'上 り粉'はそれぞれで成分や二次加工性が異なるため、同じ原料を使用しても'上り粉'の組 り、義務対象品目の拡大にあたって み合わせでいくつもの品質(二次加工性)の異なる小麦粉が製造できます。このように、小│は、消費者の選択に資するという目 麦粉は加工度が高く、原料原産地よりもその用途と品質(小麦粉の最大の特徴であるグルテ ン蛋白の質と量、更に二次加工適性)が小麦粉を選択する時の最も重要な指標となっている 商品です。

この点で、小麦粉は、原料原産地表示義務対象品目の選定要件Ⅰに当てはまらない品目で│高いプロセスで検討を行うことが必 あると考えます。

小麦粉の場合、原料である小麦は同一産地・銘柄であっても作柄やロット毎(船毎)で必ず しも品質が一定でないため、小麦粉品質を維持するためにその都度原料の配合比率や小麦粉 同士の配合比率(0~数十%)を変更します。従って、原料原産地及びその順位がその都度変 わることになります。

また、オーストラリアの干ばつで急に供給不足となり使用原料を変更せざるを得ない状況 が起きたこともあります。さらに、お客様である二次加工メーカーで小麦粉同士を混ぜてい る例もあります。

小麦粉の原料原産地表示が義務化されると、小麦粉の品質維持のために製粉会社が原料配

報告書(案)は加工食品の原料原 | 産地表示に係る基本的な考え方を取 りまとめたものです。個別の品目に まとめた以降に検討するものと考え ております。

なお、報告書(案)に示したとお 的と、生産の実態等を踏まえた上で |製造業者が対応可能であるかという 実効性を検証するために、透明性の 要であると考えております。

合を変更する度に表示変更が余儀なくされ、また、小麦粉を原材料として使用する二次加工メーカーにも表示変更を強いることになり、その影響は甚大となることが予想されます。もし、表示を優先し、配合順位を変えないようにした場合、品質変動につながり、結果として二次加工メーカーや消費者にとって不利益となる事態が起きることも考えられます。

今回の「報告書(案)」に記載されている「大括り表示」が適切と認められたとしても、 前述のとおり、国産小麦、輸入小麦の使用比率変更に伴う表示変更が必要となり、同様の状 況が発生します。

従って、小麦粉の原料原産地表示の義務化は多くの支障を伴い、適切でないと考えます。 (製造業、製造業団体)

・原料原産地表示(大括り表示の義務化)について

農産物を原料として一次産品を加工する製品と、小麦を小麦粉として二次加工する製品とでは自ずからその対応(表示方法)が変わるのでは当然ではないかと考えます。

中小事業所では下記の課題等があることから、過度な規制のための規制とならないよう 食品一律に義務付けることには、反対であります。

- 1. 原料原産地表示の表示方法の件
- (1) 生めん類(うどん、中華めん、そば、皮類)においては、めんの品質及び生産の安定 を図るため、季節(気温、湿度等)によって使用する主原料である小麦粉及びそば粉 は、外国産と国産の配合割合や製粉他者製品のブレンド等、随時変更があります。

原料の調達先、配合等を複数化し、かつ、随時に変更していることから、原料原産 地の変更と包装資材の変更と時期(タイミング)を同時に作業を行うことは、製造面 での管理及び包装資材の改版等の維持管理を完全に行うことは中小事業所にとっては、 大変難しい作業であります。

- (2) また、表示のミスが生じる可能性が高くなるとともに、包装資材の廃棄(ロス)が相当の量になり、環境面でも負担の増大に繋がります。
- (3) 特に、生めん類(うどん、中華めん、そば、皮類)は、小麦粉の比率が高く、小麦粉による製品差別化の要素が強く、企業のノウハウの流失に繋がり、かつ、新製品開発等においても大きな制約を受けることになり、安定供給に支障を生じる恐れが考えられます。また、開発意欲を減ずることにも繋がりかねず、業界の活力を損なう恐れ等が考えられます。(製造業団体)

私どもの業界は、日本の伝統食品の原料である「小麦でん粉」及び「小麦たん白」を製造 しております。

この製造方法は、ご案内のとおりでありますが、その原料となる小麦粉についてご理解頂き「原料原産地表示(大括り表示)の義務化について」意見を申し述べたい。

私どもの業界で使用する小麦粉は一部を除きそのほとんどが「3等粉」あるいは「末粉」 と呼ばれるもので小麦たん白が多く、価格が低廉な部分を使用しております。 しかし、近年製粉メーカーは製粉歩留りを高める製粉方法に切り換えるなどにより、生産量は限られており、各メーカーから供給される原料を一定量にまとめた上で使用せざるを得ない状況にあります。

また、生産した「小麦でん粉」、「小麦たん白」についても、ユーザーからの注文に応じられるよう、タンク等で一定量のロットとした上で出荷しております。

このような工程を経て生産・出荷している現状において、例え製粉メーカーから「原料原産地表示 (大括り表示)」の提供があっても、複数の製粉日程、複数の製粉メーカーの原料を混合し、分離加工を行なった製品であり、製粉メーカーから提供されたデータを一括管理し、表示への反映や商品情報の開示に繋げることは、不可能であり現実的ではありません。

以上のような実態を踏まえ、過度な規制のための規制とならないよう、食品一律に原料原 産地表示(大括り表示)を義務付けることには反対であります。(製造業団体)

食品表示は、消費者、製造業者双方にとって分かり易く簡素な形で、かつ、恒久的な制度が望ましい。中小菓子製造業界としては下記理由により現行(JAS)制度における原料原産地表示の拡大には反対であり、業界の実情等をふまえた慎重な検討をお願いしたい。

<理由>

菓子類は、1・多数の原材料が用いられて製造されるものが多いこと、2・しかも、それら原材料の中には米粉のように複数産地の原料がブレンドされ、かつ、ブレンド割合も年、時期により変更される場合があること、3・特に中小零細業者にあっては、品質確保の必要性、受注・販売量の変化に応じて、異なる産地・メーカー製品を随時使用することも少なくない。また、4・小零細な製造小売事業者の多くは、多種多様な商品を品揃えし、原材料の配合、利用技術の改良等を行いつつ日々商品の品質向上に努めているという実情があり、原料原産地表示の拡大は極めて困難である。(製造業団体)

寒天の原料原産地表示について

【原料原産地の差が製品の品質に影響するか、】

寒天の原料は紅藻類であり主に天草とオゴノリを原料としています。天草やオゴノリの 産地の差は製品の品質にはあまり影響しません。

【表示の実行性】

寒天の原料は紅藻類であり天然物です。安定供給のために産地を固定する事はせず、ある特定の産地の海藻が突然不作で取れなくなった場合にも対応出来るように5~10種類の海藻をブレンドして製造します。輸入した海藻も使用しますし、国内の海藻も使用します。よって、寒天は原料原産地表示は原料が頻繁に変わるため大括り表示にもすべて対応する事は難しいのが現状です。(製造業)

・果実飲料の全てに原料原産地表示の義務表示を求めることとなれば、国産果汁の販売に大きな悪影響を及ぼすものと考えられます。

すなわち、

- ① 国産果汁の多くは輸入濃縮果汁等とブレンドして出荷されていること、
- ② また、例えば「みかん」では、青果用出荷のための自動糖度選別機による選別結果として排除された低糖度果実の多くが果汁用に仕向けられていること、

等の理由に加えて、国産果汁の供給量が毎年極めて不安定であることから、原料原産地表示が義務化された場合、果実飲料メーカーを安定供給が可能な輸入果汁へと一層追いやることとなります。

なお、我が国で販売されているりんご、みかん、ぶどう等の果実飲料であって、品位の高い国産果汁100%を使用したものは、ほぼ例外なく「国産果実」を使用している旨の"強調表示"がなされておりますので、義務表示を求める意味はあまりありません。

- ・果実飲料の原料原産地果汁のほとんどは輸入品ですが、その輸入原料用果汁は「果実の産地=果汁の産地」ではない場合が少なからずあるほか、その原料用果汁も輸出時点で既に 複数国産の果汁がブレンドされている場合も少なからずあります。
- ・さらに、昨今の飲料メーカーを巡る厳しい経営環境下にあって、特に原料調達力の弱い中 小飲料メーカーでは、原料原産地を特定した輸入果汁の調達には大変厳しいものがあり、 原料原産地表示の義務化となれば、その結果として容器包装の「表示の切り替え頻度増= コストアップ」となり、経営難に追い込むおそれがあります。また、このコストアップ分 は、最終的には消費者負担となります。
- 特に、果実ジュースは経済的弱者の多い高齢者や乳幼児にとっての重要な栄養供給源となっており、原料原産地表示の義務表示化に伴う購入価格の上昇は、極めて切実な問題となるでしょう。
- ・なお、本会の会員の一部には原料原産地の"義務化賛成"の声がありますが、上記に掲げる理由等から、"義務化反対"の意見が大勢を占めております。(製造業団体)

会員は加工油脂の製造等を行っておりますが、最終商品としては家

庭用マーガリン等があるのみで、加工油脂の太宗が加工原材料となっております。

加工原材料と申しましても、最終製品は食料品になりますので、安心・安全で安定した供給に努めており、コンプライアンスの向上や衛生面を始めとして品質管理など徹底した対応をとっております。また、当業界の製品は加工度が高く原材料(主として植物油)の形状等が製品に反映され難いこと、端的には液体の固体化なども特徴となっております。

原料原産地の情報につきましては、加工原材料についても伝票や規格書等で原産地等を記載している上、当然、原料原産地等については最終製品にしろ、原材料にしろ、購入された方からの問い合わせには、会員各社はお客様相談窓口やホームページ等により、適切に対応しており、これまで問題が生じたことは無いと認識しております。これら対応につきましては、農林水産省の「加工食品に係る原料原産地情報の積極的な提供について(通知)」(平成20年3月19日付け)を受けて自主的に取り組んでおりますが、未だにホームページを開いていない会員もあります。

当業界は輸入植物油を主原料としておりますので、需給状況等々から輸入先を変えざるを 得ないことも多く、それらを適時的確に表示することは膨大なコストが掛かることになりま す。また、消費者が直接購入する家庭用マーガリンは小箱包装であり、他商品との識別、差 別化を図るスペースも必要なことから、限られたスペースの中で消費者の方がわかり易い表 示に努めておりますが、新たな情報を加えるには限界に近い状況になっております。

従いまして、加工食品における原料原産地の表示方法や、原料原産地などの食品情報開示 の仕組、そして原料原産地表示の義務対象品目の選定の検討に当たりましては、それぞれの 表示に係る取組の現状や製品特性等を十分に踏まえて、一律義務付けとならないよう慎重に ご検討をいただきますようお願いいたします。(製造業団体)

乾燥スープ等における原料原産地情報の表示方法等については、以下の課題等があること から、一律に義務付けることは、慎重にご検討をお願いいたします。

(1) 乾燥スープは、①原材料の種類が多いこと、②年間を通じ原材料の安定化、コストの 低減等を図るため、調達先を複数化し、かつ、頻繁に変更している。

このことから、容器等に原産地表示が義務付けられると、限られた表示欄に多種の 原料の産地を表示するため、必要な表示が分かりにくくなる。

また、産地の切り替えに伴うコスト増、表示のミス、容器のロスの多発(環境への 負荷の増大)等が懸念される。

(2)大括り表示については、優良誤認の恐れや中国等隠しと受け取られ、かえって混乱を 招く恐れや各社に産地の問い合わせ増が懸念される。(製造業団体)

ウ 食品企業の商 検討すべき

製品への記載以外の他の伝達方法を考えていただきたい。(例えば牛肉のトレサビリティ 品情報の開示の│のように、ある機関で情報を一元管理化し、製造業者は製品毎に原料原産地の情報を更新す│え、食品の情報を開示する仕組みに あり方を慎重に | るなど・・・各メーカーのHP等で情報伝達を行っているのを一元化)(個人)

> - 原料原産地などの食品情報開示の仕組みにつきましては、標記「報告書案」の「Ⅱ2. ま│示のあり方検討会」において検討が とめ」において「現在、食品情報の開示の仕組みについて検討がなされているところである↓行われているところです。いただい が、~(中略)~、大括り表示や輸入中間加工品の原産国表示にあわせ、このような仕組み た御意見については、当該検討会に を利用したより多岐にわたる産地情報を消費者に提供していくことが求められる。」とされ、 おける議論の参考にさせていただき 現在、「食品企業の商品情報の開示のあり方検討会」において議論がなされていますが、以上ます。 下の課題等があることから、過度な規制、取り締まりのための規制とならないよう、原料原 産地などの情報をホームページ等で自主的に自ら開示する努力をしている意欲的な事業者の 自主的・主体的な取り組みを助長するための環境を整備する方向(その際、重量順に表示す る等の現行の容器・包装への表示ルールにとらわれない、弾力的な情報提供を認めること等 が必要。)で検討することが適切であり、情報開示を義務付けることは慎重にご検討いただ |きますようお願い致します。

① 原料原産地などの食品情報開示については、情報開示の手段が、ホームページ等の場 合であっても、上記1の①~⑤の容器・包装への表示と同様の問題点があること。例

中間的な論点とりまとめを踏ま ついては「食品企業の商品情報の開 えば、原料原産地の頻繁な変更と開示情報を一致させるための管理等の難しさや変更 ミス、海外から原産地情報が入手できない場合があることなど。

- ② 食品製造業は、事業所数の99%、製造出荷額の約8割を中小零細事業者によって担われているが、これら中小零細事業者の約3割は、自社ホームページ等を有しておらず、また、情報の維持・更新、管理等を行う人材も不足していること。
- ③ 「ノウハウの開示請求」等、食品製造事業者にとって過度の情報開示とならないような配慮が必要であること。(製造業団体)

原料原産地等の商品情報開示の仕組みについては、大半の中小事業所は、事業所インターネット(ホームページ等)を有しておらず、また、情報の維持管理等を行う従業員が不足しているのが実態であります。

従って、容器・包装の表示以外の方法による情報開示も難しい問題であります。(製造業団体)

頻繁に原料切り替えがある場合への表示 (大括り表示) と、原料原産地情報が確認できない場合の輸入中間加工品に対する表示 (加工国表示) については、食品メーカーとしては現実な対応策と考えます。

しかし、情報量は限定されており、消費者の満足を得る情報量でないことは明らかであり、不足する情報は自社ホームページへの掲載等でこれを補う必要があるかと考えられます。このため、「食品企業の商品情報の開示のあり方」検討会での議論が重要であり、共同会議の進捗と歩調を合わせた協議が必要と考えます。大括り表示及び輸入中間加工品の加工国表示は、ホームページ等での情報開示があって初めて機能する表示であると考えます。又、すべての食品事業者がホームページ上で不足する情報を開示できる能力を有しているともかぎりません。食品企業の商品情報開示のあり方検討会では、こうした事業者でも対応可能な情報提供手段をご検討していただくようお願いします。(製造業団体)

食品事業者と消費者との情報共有の促進は、食の安心、事業者の信頼性の向上につながるという点で、事業者の自主的な食品情報開示のあり方、仕組み(ガイドライン等)を検討していく方向性については異存はない。ただし、食品表示以外の方法による情報開示が義務化につがっていくことのないようお願いしたい。また、中小零細事業者については過重な負担のかからない仕組みづくり等への配慮のほか、当該施策が事業規模による情報格差を助長し、競争条件にゆがみを招くことのないよう慎重な検討をお願いしたい。(製造業団体)

ホームページ等で情報開示を行う場合においても、前項で述べたような状況であることには変わらず、二次加工メーカーにおいても情報の更新に関わる煩雑な作業が発生したり、原料原産地を変更しないために品質が変動する等、結果として二次加工メーカーや消費者にとって不利益を生じることが考えられます。

│ 従って、小麦粉に対して、原料原産地の情報開示を義務付ける制度化には慎重な検討が必 │要と考えます。 尚、既に国内産小麦を100%使用した小麦粉には「国内産小麦使用」といった原料原産地 を強調した任意表示を行っております。今後も可能なものについては、任意表示により消費 者のご要望にお応えしていきたいと考えております。(製造業団体)

- ・消費者の商品選択に資するため原料原産地情報を提供することは重要なことであるとは思うが、加工食品を製造するうえで、国内原料は少量しか確保できない状況であり、また、 作柄が不安定で小規模事業者も場合によっては、外国産原料に急遽頼らざるを得ない事態 が度々起こることがある。
- ・中小規模事業者は原料原産地情報を提供する手段が限られており、こうした状況の変化に対し時期を失せずに的確な情報提供をすることは困難であるとの意見が強い。情報提供等に関し不公平な状態を設けることになることは避けていただきたい。
- ・むしろ、原料生産から製造までの地域の人々の思い入れにより培われた食品の価値、投入 された経費など、消費者が個々の食品の成り立ちを充分理解して商品選択していただくよ う取組む必要があると思います。
- ・原料原産地などの情報提供が、優良誤認の行為などを誘引することも考えられるので、原料原産地表示、情報提供に関連して、優良誤認等の防止について検討することも必要と思います。(製造業団体)

原料原産地に対する消費者の関心が高いことも事実であり、消費者への商品情報の提供並びに商品知識の啓蒙は責務であると考え、業種ごとの自主的ガイドラインを構築し、情報開示を推奨していく。(製造業団体)

・P11「②別途食品情報の開示の仕組みに関する検討を行うこととしている」について

国として、消費者の安全(国民のいのち)を第一義ととらえ、今後さらに総合的な食品表示に関する検討を進めていただきたいと思います。その際には、生活協同組合など消費者団体への意見を募集する、また、消費者のもとへ出向いて説明と消費者の声を聞く(タウンミーティングの開催)など、消費者の声を直接聞き取る機会をぜひ設けていただきたいと思います。(個人)

原料原産地などの情報開示については、情報開示の手段が、ホームページ等であっても、 容器・包装への表示と同様の問題点が懸念される。(製造業団体)

原材料原産国表示のシステム構築、データ入力・更新も多大な費用と時間と人手がかかります。又、中小零細事業者はホームページを有していない場合があります。(製造業)

原料原産地などの情報開示の仕組みについては、先般の農水省の「加工食品に係る原料原産地の情報の積極的な提供について(通知)」により情報開示を実施しているところであり、その成果を見極める必要があること。また消費者が真にどのような商品にどのレベルの情報を求めているのかを確認する必要があること。その上で情報開示の仕組みについても検討されるべきではないかと考えます。(製造業)

エーパブリックコーパブリックコメントで意見を募集していることの広報について、より多くの人の目にふれ

御意見として承ります。

すべき

メントについるよう、これまで以上に丁寧に行われることを希望します。(生活協同組合)

て、もっと周知 このようにパブリックコメントを求められることは、広く市民が国の施策にかかわる上で、まとめるに当たっては、事業者・消 大変重要なことと考えます。それを更に実効性のあるものにするには、もう少し「パブリッ|費者団体へのヒアリング、一般の消 クコメントが求められていること」自体を周知されるようにしてください。期間ももう少し|費者の意見を得るための全国2.0 長く、いろいろな人がアクセスするための期間を取っていただきたいと思います。(個人)

> このようにパブリックコメントを求められることは、広く市民が国の施策にかかわる上で、 大変重要なことと考えます。それを更に実効性のあるものにするには、生活協同組合など消 ケート調査、 さらに全国 7 か所にお 費者団体へも意見を募集する、また、消費者のもとへ出向き説明と消費者の声を聞くなども 「有効なのではないでしょうか。パブリックコメントが求められていること自体が周知され直 接意見が言えるような体制を望みます。期間ももう少し長く、いろいろな人がアクセスでき 見交換会の開催等、様々な場を活用 るようにしていただきたいと思います。(生活協同組合)

このようなパブリックコメントを求められることは、広く市民が国に施策にかかわる上で「す。 重要と考えます。それの内実をより高めるためには、このことが広く国民に知らされること と、期間をもっと長くとって頂くことをお願いしたいと思います。(生活協同組合)

オ その他の御意 見等

包材の表示を切り替えるに当たり加工業者は版代、包装資材代で非常に苦しんでいます。 「何か税法上での緩和処置が必要ではないでしょうか。一考の程お願いします。(個人)

消費者のために様々な分野において表示が見直され、法改正もたびたび行われている。そ のつど事業者はそれらに対応するため、多くの時間と費用をかけることを余儀なくされてい る。しかしながら、それらの規制は消費者にとってよりよい選択ができるように役立ってい るのだろうか。多くの事業者が法令遵守の名の下に、あらゆる分野で詳細な情報を表示する ため努力しているが、どれだけの消費者がそれらを確認し選択の手段としているのか疑問で ある。

むしろ、表示事項の数が多くなり複雑化し、却ってわかりづらくなってはいないか。また、 地方自治体の条例なども加わり、ダブルスタンダードとなって、消費者にとっても事業者に とってもさらにわかりづらくなってはいないか。通信販売は全国の消費者を対象に販売活動 を行なっているので、自治体ごとに規制が異なると対応できないので、これ以上複雑化させ ることがないようにしていただきたい。

また、消費者基本法第5条において、事業者の責務が規定されているが、第7条において は、「消費者は自ら進んで、その消費生活に関して必要な知識を習得し、必要な情報を収集 する等・・・・努めなければならない」とされているのだから、食品の表示に関しても疑問 |に思うことがあれば、自らが知識を習得し、情報を収集すべきではないか。(卸売・小売業 団体)

今まで以上に、産地表示が詳しく分かりやすくなることは嬉しいことです。表示について、 長いところルールも色々な生産物に対応してほしいと思います。マッシュルームについて、 藁の一次発酵が収穫までの生産工程で収穫するだけの培地が現在輸入され、国産マッシュ

なお、今回の報告書(案)を取り 00人を対象としたウェブ調査や農 |林水産省ホームページを通じたアン |いてそれぞれの地域で活動する消費 |者・生産者・事業者の参加による意 して意見を聴取してきたところで

御意見として承ります。

ルームとして販売されています。やはり、生産工程のながいところが産地だと思います。(個人(農業))

マッシュルームも、オランダから植菌して輸入し日本での栽培日数は、18日で収穫になります。本来マッシュルームの栽培は、コンポスト(堆肥)作りから始まります。輸入した場合は、いきなり覆土作業から始まります。オランダから、海上コンテナで、35日くらいかけて、日本に来ます。到着したら、菌舎に入れて、散水し温度調節するだけで、発生します。マッシュルーム栽培は、堆肥作りが、時間と知識が必要であり大切な工程です。とにかく植菌後から、カウントして長いところルールを適用しても、オランダが、長くなります。(堆肥作りからだとさらに長くなります)

このようなマッシュルームを、国産として加工し、さらに、学校給食むけの食材にしていたりと、おかしな状態になって来ました。簡単に作れるからとか、国産の需要が多くなり、生産をまかなう為の法のすき間を通る国産です。しかも原料を輸入するわけですから、CO2排出も相当量です。(原料の重量から、製品は、30%位取れます) エコな時代に逆行してますね。

長くなりましたが、国産マッシュルーム生産量の5%から10%が、このような状態になりました。さらに学校給食向けに多くの上記のマッシュルームが、納入されているのは驚きです。

長いところルールが、しっかり働いてくれれば良いと思います。(個人(農業))

- ・消費者がインターネットや情報誌等で、かつおふし製造工程の情報を収集しているが、削り作業においては、グラインダーや小刀を用いる作業が本来の削り作業を認識されており、ブラシがけ作業を削り作業と容認することは、消費者の認識とかけ離れたものであり誤認を与えるものです。
- ・グラインダーや小刀を用いる削り作業は、ブラシがけ作業と違い表面を削り取る量も多く、 表層に浮き出た脂肪の除去率も大である。脂肪量は最終製品の品質に大きな影響を与える もので、脂肪を除去したかつおふしは、安定した品質の確保につながり消費者の利益に貢献できます。このことから、製法についての、規制もしくは表示による分別の必要もある と考えます。
- ・業界による業界基準の取り決めが公平性に欠けたものであれば、消費者に対して、安心・安全を付加した加工食品の提供に支障をきたす恐れがあります。「安全な食」を担保するためには国産・外国産を問わず、それぞれの生産履歴等を明確にする情報開示の体制、整備が急務であり、このことが消費者の利益供与に寄与できるものと思います。(製造業団体)

物理的スペースの制約については、食品の容器包装はもちろんであるが、通信販売の広告においても同様である。使用する広告媒体はカタログなどの印刷媒体、インターネット、テレビ・ラジオの電波媒体など様々である。原料原産地等の詳細な情報を表示することは、広

告媒体によっては物理的に困難なケースもある。したがって、必要最小限の表示にとどめる べきである。(卸売・小売業団体)

生活協同組合の店舗で「黒豚焼売」という商品名をつけた商品を販売していた。手にとって良く見ると左下方に小さく黒豚5%使用と書いてあった。裏の一括表示には豚肉とあった。

- ①5%しか入っていなくても商品名にできるのか
- ②原料肉について国産・外国産の表示がない
- ③黒豚肉の確認ができるのか(個人)
- ・外食で出されるメニューも広義の加工食品であり、原料について「国産」「外国産」の表示を義務化すべき。スーパーで売られている加工食品より原料原産地を知ることが難しく、「国産」を任意選択することができない外食産業の食品にこそ、明確な表示が必要ではないか。
- ・消費者は明示されている情報に対しては、「国産を自ら選んでいる」意識が強いが、外食など、情報が無いほとんどの場合において「外国産を選んで食べている」という意識が薄い。表示することが「知る」ことに繋がるような工夫が必要。(個人)

トレイサビリーティーがしっかりしていると、私たち消費者は安心して購入できると思います。

ぜひ!しっかりと包装に、原材料名を全て記入してもらいたいと思います。このくらいは 示が義務付けられています。 いいだろう・・微量なら記入しなくても大丈夫だろう・・包装に書ききれないから・・など と、勝手に判断してもらっては大変困ります。その表示を見て確認して購入するのは消費者 の選択です。

体に優しい食物を購入できるために、表示は正しくしていってほしいと思います。(個人)

原材料名については、全ての加工 食品について、その容器包装への表示が義務付けられています。